



平成二十二年二月一日

秋田県能代市出口本町二一二三四

秋田県原爆被害者団体協議会

会長 小山 春 雄



美 郷 町

議会会長 殿

非核三原則の法制化を求める議会決議

意見書採択についての陳情

陳 情 第 2 号

私たちは、六十四年前、長崎原爆被害にあつた秋田県に在する被爆者です。

日頃より、私たちの苦難につきまして、多大の配慮を賜っておりますこと、心から御礼申し上げます。

広島・長崎の被爆から六十五年目を迎えます。人類がつくり出した最も残忍な兵器、核兵器による地獄を体験させられた私たちは、今日まで、自らの命を削る思いで被爆体験語り、核兵器による犠牲が一度と生まれなことを強く願つて運動を続けてきました。この地球上から核兵器をなくすことは、私たち被爆者の悲願です。

その願いに、今、一筋の光が見えてきました。核兵器を用いた唯一の国であるアメリカのオバマ大統領が昨年四月五日フランクフルトで、核兵器のない世界を追求していくことを明言したのです。

今こそ日本は、核兵器を捨てた唯一の国として核兵器の廃絶に向けて主導的役割を果たすべきです。

そのため、私たち被爆者は、核兵器をつくらず、持たず、持ち込まざる「非核三原則」の法制化を求めます。この願いが、被爆者のみでなく、国民的意義のあることを理解いただき、貴議会が「非核三原則」の法制化を促す決議を採択され、政府（総理大臣）および国会（衆参両院議長）にその意見書を提出くださるようお願いいたします。